

小山広域保健衛生組合

第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業

入札説明書

令和4年4月4日

小山広域保健衛生組合

目 次

用語の定義	i
第 1 章 入札説明書の位置付け	1
第 2 章 事業内容に関する事項	2
1 事業名称	2
2 対象となる公共施設等の種類	2
3 公共施設等の管理者	2
4 事業目的	2
5 事業概要	2
6 民間事業者が実施する業務の範囲	4
7 民間事業者の収入	5
8 業務終了時の引継業務	5
9 組合が実施する業務の範囲	6
10 関係法令等の遵守	6
第 3 章 民間事業者の選定手続等	7
1 民間事業者の募集及び選定等スケジュール	7
2 選定委員会の設置	7
第 4 章 入札に関する条件	8
1 入札参加者の参加資格要件	8
2 入札手続き	11
3 民間事業者の選定	18
第 5 章 本事業に関する提示条件	21
1 リスク管理の方針	21
2 保険	21
3 電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定について	21
第 6 章 事業実施に関する事項	22
1 業務の委託等	22
2 構成市町の地元企業等の活用	22
3 組合による本事業の実施状況のモニタリング	22
4 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	22
5 事業の継続が困難となった場合における措置	22
6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
7 その他の支援に関する事項	23
添付資料－ 1 事業スキーム図	24
添付資料－ 2 対価の支払方法について	25
1 本施設の設計・施工に係る業務に対する支払	25
2 運營業務に対する支払	26
添付資料－ 3 モニタリング及び支払の減額について	30
1 モニタリング方法	30
2 運営費の減額	30

用語の定義

募集要項で用いる用語を下記のとおり定義する。

組合	小山広域保健衛生組合
本事業	組合が実施する小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業。
本施設	本事業で整備されるエネルギー回収型廃棄物処理施設（第2期焼却施設）及びその他、本事業の建設工事請負契約に基づき建設整備する一切の施設・設備の総称。
第2期焼却施設	本事業で整備されるエネルギー回収型廃棄物処理施設。
第1期焼却施設	組合が整備したエネルギー回収推進施設（平成28年9月竣工）。
160t焼却施設	組合が整備したごみ焼却施設（昭和61年3月竣工）。
現直搬ヤード	現在、家庭系直接搬入ごみ及び事業系自己搬入ごみを一時的に受け入れている貯留棟。第2期エネルギー回収推進施設竣工後は廃止予定。
新直搬ヤード	本事業で整備される家庭系直接搬入ごみ及び事業系自己搬入ごみを一時的に受け入れ予定の貯留棟。
現資源物ヤード	小山広域保健衛生組合第1期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事で整備された事業用地南西部にある仮設ストックヤード。新資源物ヤード稼働後は別用途で組合が使用予定。
新資源物ヤード	将来組合が160t焼却施設跡地に整備を予定する古紙・古布貯留棟。
災害廃棄物第2次集積所	将来組合が160t焼却施設跡地に整備を予定する災害廃棄物集積所として活用可能な緑地等。
運営施設	運営事業者が運営業務委託契約に基づき運営する施設。本施設、現直搬ヤード、新直搬ヤード、現資源物ヤード、新資源物ヤード及び災害廃棄物第2次集積所をいう。
処理対象物	第2期焼却施設で処理するごみで、第2期焼却施設に搬入される燃やすごみ（生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物）、可燃系粗大ごみ、し渣、他施設からの可燃残渣等。
DBO方式	公共が資金調達し、Design（設計）Build（施工）Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
構成市町	小山市、下野市、野木町の2市1町。上三川町を除く。
特定事業	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項の規定に準じて組合が実施する公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
民間事業者	組合と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
特別目的会社（SPC）	運営施設の運営業務を実施するため、民間事業者が構成市町内に設立する会社法（平成17年法律第86号）で規定する株式会社をいう。
建設請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を行う複数の企業で構成する共同企業体をいう。

運営事業者	構成員が出資を行い設立される特別目的会社で、運営施設の運営業務を行う者をいう。
募集要項	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
基本協定	入札参加者が落札者として決定されたことを確認し、特定事業契約の締結に向けて、組合及び当該入札参加者の双方が協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項について定める組合と落札者との間で締結する協定をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、組合と民間事業者が締結する相互の協力、支援等について定める小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、組合と建設請負事業者が締結する本施設の設計・建設工事等の請負に係る建設工事請負契約をいう
運営業務委託契約	基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する運営施設の運営業務の委託に係る運営業務委託契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
参加表明者	本事業の公募に参加を希望するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する複数企業で構成する企業グループをいう。
入札参加者	参加表明者のうち、参加資格審査を通過した者をいう。
代表企業	構成員から選出され代表して応募手続等を行う企業をいう。
構成員	入札参加者を構成する企業のうち、特別目的会社（運営事業者）に出資するそれぞれの企業をいう。
協力企業	構成員以外の者で事業開始後、特別目的会社（運営事業者）へ出資を行わないもので、設計・施工業務及び運営業務の一部を請負又は受託することを予定している企業をいう。
選定委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が設置する学識経験者、構成市町職員等で構成される「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業 事業者選定委員会」をいう。
プラント	本施設のうち、処理対象物及び資源物の受入、処理等を行うために必要な全ての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
建築物	本施設のうち、プラントを除く建物をいう。
焼却主灰	焼却炉の炉底から排出される焼却残留物をいう。
飛灰	集じん装置、ボイラ及びその他排ガス処理系統で捕集された灰(集じん灰等)をいう。
飛灰処理物	有害物に係る溶出基準及び含有基準を満たすよう、適正に処理した飛灰をいう。
処理不適物	第2期焼却施設で処理できない不燃物、爆発性危険物等をいう。
焼却残渣	第2期焼却施設から排出される焼却主灰、飛灰、加湿飛灰または飛灰処理物をいう。

灰引取業者 組合が委託契約をし、焼却主灰、飛灰、加湿飛灰または飛灰処理物を引き取る事業者をいう。

最優秀提案者 選定委員会が選定する最優秀提案者をいう。

第 1 章 入札説明書の位置付け

小山広域保健衛生組合（以下「組合」という。）は、令和 4 年 3 月 31 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に準じて本事業を特定事業として選定し、DBO 方式により実施することとした。

本入札説明書は、本事業を実施する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）に適用されるものである。本事業に係る入札公告に基づく民間事業者の募集及び選定等については、本入札説明書、「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」及びこれらに関する質問回答により、民間事業者は本事業を実施しなければならない。

参加表明者は、本入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な提案書を提出することとする。

第 2 章 事業内容に関する事項

1 事業名称

小山広域保健衛生組合第 2 期エネルギー回収推進施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場）

3 公共施設等の管理者

小山広域保健衛生組合管理者 浅野 正富

4 事業目的

本事業は、組合が将来にわたって安定的かつ安全なごみ処理体制を維持していくため、2026（令和 8）年度中に新たな可燃ごみ等の処理施設等の整備を完了し、将来にわたって適切な運営を行うことを目的とする。

民間事業者は、本施設の機能面、安全面に配慮し、民間事業者が有する経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施するとともに、コスト（施設整備費及び運営費）低減を重視した計画とする。

5 事業概要

本事業は、D B O 方式により実施する。本施設の設計・施工業務は、複数の民間事業者で構成する共同企業体が行うものとする。運営施設の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行うものとする。

なお、民間事業者は、30 年間以上の施設使用を前提として設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/2、1/3）の対象事業として実施する予定である。

5.1 施設の立地条件

1) 事業用地及び整備範囲

事業用地：小山市大字塩沢 576 番地 15 の一部ほか

整備範囲：事業用地のうち、本施設を整備する範囲

2) 用地面積

約 4.5ha

3) 土地利用規制

都市計画区域：都市計画区域内（市街化調整区域）（小山栃木都市計画区域）

用途地域：指定なし

防火地域：建築基準法第 22 条区域

高度地区：指定なし

高度利用地区：指定なし

日影規制	: 敷地境界から 10m 以内の範囲における日影時間 5 時間、10m を超える範囲における日影時間 3 時間(平均地盤面からの高さ 4m)
斜線制限	: 道路 $\angle 1.5$ 、隣地 20m+ $\angle 1.25$
建ぺい率	: 60%以下
容積率	: 200%以下
都市施設	: ごみ焼却場
緑化率	: 緑地面積率 10%以上 環境施設面積率 15%以上(工場立地法(工場立地に関する準則))
河川区域及び河川保全区域	: 指定あり(河川保全区域: 堤防道路沿い敷地西側、河川区域から 15m まで。)
埋蔵文化財包蔵地	: 指定なし
土砂災害警戒区域等	: 指定なし
地下水採取規制	: 指定地域
景観	: 小山市景観計画区域(地階を除く階数が 4 以上のもの、高さが 12m を超えるもの、建築面積が 1,000m ² を超えるものは、届出が必要)

4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、要求水準書等に示す。

5.2 施設概要

本施設は、小山市・下野市・野木町全域から発生する処理対象物を受入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る高効率のごみ発電設備を備えたごみ焼却施設及び関連施設からなる。

1) 施設概要

(1) ごみ焼却施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設(全連続燃焼式ストーカ炉)
180t/日(90t/日×2炉)

(2) 関連施設(要求水準書により整備される上記以外の全ての施設)

2) 供用開始

2025(令和7)年4月1日～: ごみ計量棟、新直搬ヤード、現直搬ヤード(古紙・古布貯留棟として)運営開始

2027(令和9)年4月1日～: 運営施設全て運営開始

3) 事業期間

設計・施工期間

契約締結から 2027(令和9)年3月31日まで

運営期間

2025（令和7）年4月1日から2047（令和29）年3月31日まで（22年間）

4) 契約の形態

契約の形態は、次のとおりとする。

なお、基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約及び3つの契約をまとめた特定事業契約の締結主体を添付資料-1「事業スキーム図」に示す。

- (1) 組合は、民間事業者へ設計・施工及び運營業務を一括で委託し、又は請け負わせるために、本事業に関する基本契約を民間事業者と締結する。
- (2) 組合は、基本契約に基づいて建設請負事業者と本施設の設計・建設工事等の請負に関する建設工事請負契約を締結する。
- (3) 組合は、基本契約に基づいて運營業務と運営施設の運営の業務委託に関する運營業務委託契約を締結する。

6 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとする。なお、民間事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、組合が実施する業務に対して協力する。

6.1 設計・施工業務

- 1) 建設請負事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき処理対象物の適正な処理が可能な本施設の設計及び施工を行う。
- 2) 設計・施工業務の範囲は、事前調査、測量、地質調査、提案書見直し、実施設計のほか、土木造成工事、建築物・プラント・その他関連設備の工事等、本施設の整備に必要なもの全ての工事を含む。
- 3) 建設請負事業者は、本施設の設計・施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、計画通知等の本事業に必要な許認可手続、設計・施工期間にわたる有資格者の配置、プラントの試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画の策定、工事中の環境保全・住民対応等の各種関連業務を行う。
- 4) 建設請負事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等の関係法令に基づく許認可申請等について、必要な資料作成等（設計内訳書及び工事内訳書を含む。）を行う。

6.2 運營業務

- 1) 運營業務は、組合と締結する運營業務委託契約に基づき、運営施設の運營業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー回収を行う。なお、運營業務は、本施設の受付業務、運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、余熱利用及び売電業務、保安・清掃・住民等対応業務、見学者対応業務、災害発生時等対応業務及び関連業務をいう。
- 2) 運營業務は、焼却残渣及び不燃残渣の適正処理及び保管を行う。灰引取業者等の引

取条件を満足する焼却残渣等については、組合が指定する灰引取業者等に引き渡す。

- 3) 運営事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行う。発電した電力は、事業用地内施設で使用後、余剰電力が発生した場合は電気事業者等へ売電する。運営事業者は、組合が行う売電に係る手続き等を支援する。なお、売電収入は、組合に帰属する。

7 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

詳細は、入札説明書添付資料－2「対価の支払方法について」に示す。

7.1 本施設の設計・施工に係る対価

組合は、本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設請負事業者に出来高に応じて支払うものとする。

7.2 運営施設の運営に係る対価

組合は、運営施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で運営費として運営期間にわたって運営事業者を支払う。なお、運営費は物価変動に基づき、組合と運営事業者が協議の上、年1回を限度に改定することができるものとする。

8 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後も運営施設を継続して利用する予定であり、建設請負事業者及び運営事業者は30年間以上の運営施設の利用が可能となるよう設計・施工業務並びに運営業務を行わなければならない。また、民間事業者は、事業期間終了時に運営施設を組合が定める明け渡し時における運営施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引き継ぐものとする。

組合は、事業期間終了前に終了後の運営施設の運営方法について検討し、建設請負事業者及び運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力又は実施するものとする。

8.1 所有する図面・資料の開示

8.2 本事業終了後、運営施設の運営を行う者（候補者を含む。）による運営施設及び運転状況の視察対応

8.3 運営業務全般に係る指導

8.4 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出

- ・人件費
- ・運転経費
- ・維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
- ・用役費
- ・その他必要な経費

8.5 本施設の機能検査

9 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

9.1 事業用地の確保

組合は、本事業を実施するための事業用地を必要な時期までに確保する。

9.2 処理対象物の搬入（構成市町）

構成市町は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、処理対象物の収集・運搬及び本施設への搬入を行う。

9.3 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事の監理並びに監督を行う。また、運營業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

9.4 焼却残渣等運搬・資源化

組合は、第2期焼却施設から発生する焼却残渣を運搬、搬出する（組合が灰引取業者等へ委託）。また、処理不適物等についても、運搬、処分（再生することを含む）を行う。

9.5 住民への対応

組合は、運營業務で解決できないクレーム処理等住民への対応を行う。

9.6 施設見学者の受付

組合は、運営施設見学者に対し、見学の受付を行う。

9.7 本事業で整備した施設以外の施設の補修・更新

組合は、現資源物ヤード、160t焼却施設の跡地に整備する新資源物ヤード及び災害廃棄物第2次集積所の補修・更新を行う。

9.8 施設整備費及び運営費の支払い

組合は、小山広域保健衛生組合財務規則（昭和58年4月1日規則第16号）等に基づき施設整備費を建設請負事業者に、運営費を運営期間にわたって運營業務者に支払う。

9.9 その他

組合は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を民間事業者と連携して行う。

10 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業の実施に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ適用される関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守する。

第 3 章 民間事業者の選定手続等

1 民間事業者の募集及び選定等スケジュール

本事業への参加を表明する民間事業者を広く公募する。選定は、設計・施工及び運営に関する技術、事業遂行能力等、並びに入札価格を総合的に評価するため、総合評価一般競争入札により実施する。

民間事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール	内 容
令和 4 年 4 月 4 日 (月)	入札公告及び募集要項の公表
令和 4 年 4 月 4 日 (月)～4 月 18 日 (月)	参加資格審査に関する質問受付
令和 4 年 5 月 2 日 (月)	参加資格審査に関する質問回答
令和 4 年 5 月 2 日 (月)～5 月 16 日 (月)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和 4 年 5 月 18 日 (水)～5 月 24 日 (火)	現地確認
令和 4 年 5 月 27 日 (金)	参加資格審査結果の通知
令和 4 年 4 月 4 日 (月)～5 月 30 日 (月)	募集要項に関する質問受付
令和 4 年 6 月 13 日 (月)	募集要項に関する質問回答
令和 4 年 7 月 27 日 (水)	概要ヒアリングの実施
令和 4 年 10 月 7 日 (金)	事業提案書の受付期限
令和 4 年 12 月 13 日 (火)	事業提案書の審査
令和 4 年 12 月中旬	落札者の決定及び公表
令和 4 年 12 月下旬	基本協定の締結
令和 5 年 2 月	仮契約の締結
令和 5 年 3 月	建設工事請負契約の提案 (議決)
	特定事業契約の締結

2 選定委員会の設置

組合は、民間事業者の選定に係る審査に当たり、選定委員会を設置する。選定委員会は、学識経験者、構成市町職員等で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の検討を行い、評価した結果を組合に報告する。なお、選定委員会は以下の 8 名の委員で構成される。

荒井喜久雄 (公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長)

柿井一男 (宇都宮大学 名誉教授)

大和征良 (小山工業高等専門学校 建築学科 准教授)

田中 真 (弁護士法人ひととのや法律事務所 弁護士)

古川 都 (小山市 市民生活部長)

直井 満 (下野市 市民生活部長)

寶示戸浩 (野木町 町民生活部長)

森川忠洋 (小山広域保健衛生組合 事務局長) (順不同)

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

第 4 章 入札に関する条件

1 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。組合は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために参加資格審査を実施する。

1.1 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、設計・施工業務及び運營業務を行う予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- 2) 入札参加者は、入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ特別目的会社に出資する企業（以下、「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下、「協力企業」という。）から構成されるものとする。（構成員のみで構成することも可能）。
- 3) 構成員は全て特別目的会社に出資し、構成員以外の特別目的会社への出資は認めない。
- 4) 入札参加者のうち、代表企業は特別目的会社への出資割合は出資者中で最大（出資割合 50%超）、かつ、プラントの設計・施工業務を主に行う者とする。
- 5) 入札参加者は、応募に際して、代表企業、構成員及び協力企業の企業名並びにそれぞれが本事業の遂行において携わる業務について明らかにすること。
- 6) 同一の企業が、複数の業務を兼ねて行うことができるものとする。
- 7) 参加表明書提出以後、企業グループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- 8) 企業グループを構成する企業のうち、少なくとも 1 者は組合管内（小山市、下野市、野木町）に本社、本店又は支店があり、かつ、組合又は構成市町の入札参加者資格者名簿に登録がある者を含むものとする。
- 9) 企業グループを構成する企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加できないものとする。
- 10) 企業グループを構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業となることを認めない。「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。（以下同じ。）
 - (1) 資本関係がある場合
以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。
 - ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67

- 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記 10) の (1) 又は (2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 11) 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

1.2 入札参加者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

企業グループを構成する構成員及び協力企業は、参加資格審査申請書類受付締切日において、以下の資格要件を満たさなければならない。

なお、参加資格審査申請書類提出後に、企業グループを構成する構成員又は協力企業が以下の資格要件を満たさなくなった場合、組合は当該入札参加者の参加資格を取り消すことができる。

- (1) 組合又は構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと。
- (3) 組合及び構成市町において、参加表明時に指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされている者でないこと。
- (10) 直近 5 年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、法人事業税、法人住民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (11) 本事業に関する組合より本事業に係る事業者選定アドバイザー等業務を受託する国際航業株式会社及び同社が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関連がある者でないこと。

2) 設計・施工に関する資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の設計及び施工を担当する企業（本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者）は、建設請負事業者として、以下の要件を満たすこと。また、工種ごとに配置できる専任の監理技術者を有すること。なお、複数の項の要件を満たす者は当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることを可能とする。

(1) プラントの設計・施工を行う企業

- ① 組合又は構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿で清掃施設工事の登録があること。
- ② 本事業の資格審査申請時点において建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 本事業の資格審査申請時点における建設業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,200点以上であること。
- ④ 過去10年間に以下の要件を満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の納入実績があること。
 - ・1炉90日以上連続運転の実績を有する1炉当たり100t/日以上かつ2炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ストーカ式焼却施設
- ⑤ 建設業法第26条に規定する清掃施設工事業に係る監理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。

(2) 建築物等の設計・施工を行う企業

- ① 建築物等の設計を行う企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録があり、また、一級建築士を配置できること。
- ② 建築物等の施工を行う企業は、本事業の資格審査申請時点における建設業法に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- ③ 建築物等の施工を行う企業は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者として一級建築施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できること。また、土木工事については一級土木施工管理技士を有する者を配置できること。（双方の資格を有するものである場合は1名でも可）
- ④ 過去10年間に於いて廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に規定する一般廃棄物処理施設の設計及び施工実績があること。

(3) 運営施設の運営を行う企業

代表企業、構成員又は協力企業のうち、運営施設の運営業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこと。また、運営施設の運営業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が以下の要件を満たすこと。

- ① 以下の要件を満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の運転実績を元請として複数有すること。
 - ・1炉当たり100t/日以上かつ2炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉）であること。
 - ・本事業の資格審査申請時点において延べ3年以上の運転実績（単年度運転委託を含む。）を有していること。
- ② 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格及び前項の運転実績を有し、かつ現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を運営開始から2年以上専任で配置すること。また、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格及び前項の運転実績を有する技術者を運営期間の全期間にわたって専任で配置できること。なお、運転期間途中の変更は可能とする。この場合、運転実績には、本施設における運転実績を含んでよいものとする。

2 入札手続き

2.1 入札公告及び募集要項の公表

入札説明書等の公表は、次のとおりとする。

- 1) 公表日
令和4年4月4日（月）（入札公告日）
- 2) 公表場所
組合ホームページ（<https://www.city.oyama.tochigi.jp/site/kouiki/250942.html>）
- 3) 公表資料
 - ・入札説明書（本書）
 - ・要求水準書
 - ・落札者決定基準書
 - ・基本協定書（案）
 - ・基本契約書（案）
 - ・建設工事請負契約書（案）
 - ・運營業務委託契約書（案）
 - ・様式集（Word、Excel）

2.2 募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

2.3 参加資格審査及び募集要項に関する質問受付及び質問回答

参加資格審査並びに募集要項に関する質問を以下に示すとおり受け付ける。

- 1) 参加資格審査に関する質問
募集要項のうち、参加資格審査に関する質問のみ受け付ける。
 - (1) 受付期間
令和4年4月4日（月）から令和4年4月18日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問の提出は、「参加資格審査に関する質問書」(様式第 1-1 号)に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールに記入済の同様式のファイル (Microsoft Excel 形式)を添付し、提出すること。提出の際、電子メールの件名は【参加資格審査に関する質問書】と記載すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

○ 提出先：小山広域保健衛生組合 建設政策課 建設係

○ 電子メールアドレス：d-kouikikensetsu@city.oyama.tochigi.jp

(3) 回答の公表

提出のあった質問に対する回答は、令和 4 年 5 月 2 日 (月) 午後 5 時までに組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

2) 募集要項に関する質問

募集要項のうち参加資格審査以外に関して質問を受け付ける。質問は入札参加者からのみ受け付ける。

(1) 受付期間

令和 4 年 4 月 4 日 (月) から令和 4 年 5 月 30 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問の提出は、「小山広域保健衛生組合第 2 期エネルギー回収推進施設整備・運営事業 募集要項に関する質問書」(様式第 1-2 号)に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールに記入済の同様式のファイル (Microsoft Excel 形式)を添付し、提出すること。提出の際、電子メールの件名は【募集要項に関する質問書】と記載すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

○ 提出先：小山広域保健衛生組合 建設政策課 建設係

○ 電子メールアドレス：d-kouikikensetsu@city.oyama.tochigi.jp

(3) 回答の公表

提出のあった質問に対する回答は、令和 4 年 6 月 13 日 (月) 午後 5 時までに組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するもので、組合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問について回答するとは限らない。

2.4 現地確認

希望者個別に事業用地等を現地確認する機会を次のとおり設定する。

1) 現地確認実施期間

令和 4 年 5 月 18 日 (水) から令和 4 年 5 月 24 日 (火) (土曜日及び日曜日を除く)

2) 現地確認実施日

上記期間のうち、申込者が希望する日。現地確認実施日時は、組合から申込者宛に電子メールで連絡する。なお、同一日を希望する者が複数となった場合は先着順とする。

3) 現地確認実施時間

午前 9 時～午後 4 時 (午前 11 時 30 分から午後 1 時までを除く)

4) 現地確認の申込について

(1) 申込受付期間

令和4年5月2日（月）から令和4年5月16日（月）午後5時まで

(2) 申込方法

現地確認希望者は、「現地確認申込書」（様式第2-1号）及び「現地確認に係る誓約書」（様式第2-2号）に必要事項を記載の上、電子メールに記入済の同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

5) 留意事項

新型コロナウイルスの感染対策として、以下について留意すること。

- (1) 確認箇所には密閉空間が含まれるため、参集は最小限の人員とすること。
- (2) 風邪の諸症状がある者、現地確認を希望する日から起算して30日以内に海外渡航歴のある者その他感染や媒介リスクの高い者の参加は不可とする。

2.5 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加希望者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を以下に示すとおり受け付ける。

1) 受付期間

令和4年5月2日（月）（※参加資格審査に関する質問回答公表日）から
令和4年5月16日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

2) 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。
なお、提出に際しては、電話にて事前連絡を行うこと。

3) 受付場所

〒323-0043 小山市大字塩沢 604 番地
小山広域保健衛生組合 建設政策課 建設係

4) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、それぞれ正本1部、副本2部（A4版フラットファイル）を提出すること。なお、提出書類の様式は、組合ホームページからダウンロードすることができる。

- (1) 参加表明書（様式第3号）
- (2) 入札参加者構成一覧表（様式第4号）
- (3) 委任状（様式第5号）
- (4) 参加資格審査申請書（様式第6号）

2.6 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和4年5月27日（金）付（予定）で、参加資格審査申請を行った入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、入札参加者番号等を併せて通知するため、概要提案書及び事業提案書の作成の際に使用するものとする。

2.7 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加者は、組合に対して、令和4年6月3日（金）（消印有効）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。説明を求めた者に対する回答は、令和4年6月10日（金）までに書面にて行う。

2.8 概要ヒアリングの実施

本事業に関して組合及び入札参加者が対話を通じて十分な意思疎通を図り、各々が要求水準書等に対する共通認識を持つことで、本事業をより良いものとするを目的に、概要ヒアリングを実施する。

1) 提案概要書の作成

入札参加者は、本事業についての提案概要書を作成する。提案概要書には以下について含めることとする。

(1) 以下の項目に対する考え方(各A4 1枚以内)

- ① 本施設の施工計画（事業用地内他施設との連携のための工夫等）
 - ② 公害防止計画（公害防止基準、周辺への環境負荷低減のための工夫）
 - ③ エネルギー回収計画（運転計画を踏まえた売電電力の最大化等）
 - ④ 防災対策及び災害時対応
 - ⑤ 環境学習・啓発施設及び見学者動線計画（第1期焼却施設との連携のための工夫等）
 - ⑥ 地域貢献・地域還元への工夫
- (2) 全体配置図（車両動線含む、A3 1枚）
 - (3) 施工計画図（段階施工がわかるもの、A3 必要な枚数。）
 - (4) 第2期焼却施設各階平面図（1フロアごとにA3 1枚）
 - (5) 第2期焼却施設断面図（主要断面3面、1断面ごとにA3 1枚）
 - (6) 第2期焼却施設立面図（4面、1面ごとにA3 1枚）
 - (7) 第2期焼却施設全体及び各プロセスのフロー図・系統図（各A3 1枚）
 - (8) 第2期焼却施設主要設備の概要説明書（A3 3枚以内）
 - (9) 本施設の設計・施工業務に関する工程表（段階施工がわかるもの、A3 1枚）
 - (10) CD-R/RW(提案概要書と同じ内容を格納すること。格納する電子ファイルはMicrosoft Word 及びExcel 形式)とし、図面等についてはPDF 形式とする。）
 - (11) その他資料（必要に応じて、A3 1枚以内）

2) 提案概要書の提出方法

提案概要書は以下の要領で提出すること。

(1) 受付期間

資格審査結果通知日から

令和4年7月13日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 提出方法

持参によるものとし、その他の方法による提出は認めない。
なお、提出に際しては、電話にて事前連絡を行うこと。

(3) 受付場所

〒323-0043 小山市大字塩沢 604 番地
小山広域保健衛生組合 建設政策課 建設係

(4) 提出書類

提案概要書の様式は自由とし、正本 1 部、副本 20 部（A4 版フラットファイル）、
CD-R/RW 2 セットを、以下の様式とともに提出すること。

① 提案概要書（様式第 7-1 号）

② 概要ヒアリングにおける確認事項（様式第 7-2 号）

なお、正本の表紙には代表企業名を記載し、副本には参加資格審査結果の通知に
記載された入札参加者番号等を記載することとし、企業を直接的に特定できる記述
並びに会社名やロゴマーク等は使用しないこと。

3) 概要ヒアリングの実施

提案概要書内容について、入札参加者に対し、組合によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日

令和 4 年 7 月 27 日（水）（予定）

(2) 実施方法

詳細は実施要領としてとりまとめ、別途入札参加者の代表企業に通知する。

2.9 事業提案書の受付

入札参加者から、本事業に関する事業提案書を以下の要領で受け付ける。

1) 受付期間

概要ヒアリング実施日から

令和 4 年 10 月 7 日（金）午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

2) 提出方法

持参によるものとし、その他の方法による提出は認めない。

なお、提出に際しては、電話にて事前連絡を行うこと。

3) 受付場所

〒323-0043 小山市大字塩沢 604 番地

小山広域保健衛生組合 建設政策課 建設係

4) 提出内容

事業提案書は、別添資料「様式集」に沿って作成するものとし、入札書を除く提案書
は、正本 1 部、副本 20 部（A4 版フラットファイル）、CD-R/RW 2 セットを提出すること。

(1) 入札書（様式第 8 号）（1 部封筒に封緘するものとする。）

(2) 技術提案書（様式第 9 号）

(3) 事業計画書（様式第 10 号）

(4) 非価格要素提案書（様式第 11 号）

- (5) 要求水準に関する誓約書（様式第 12 号）
- (6) CD-R/RW(事業提案書と同じ内容を格納すること。格納する電子ファイルは Microsoft Word 及び Excel 形式)とし、図面等については PDF 形式とする。)事業提案書の提出後の修正、差し替え、再提出、又は撤回は認めない。
なお、正本の表紙には代表企業名を記載し、副本には参加資格審査結果の通知に記載された入札参加者番号等を記載することとし、企業を直接的に特定できる記述並びに会社名やロゴマーク等は使用しないこと。

2.10 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、事業提案書の受付期限である令和 4 年 10 月 7 日（金）午後 5 時までに、入札辞退届（様式第 13 号）を組合に持参すること。

2.11 入札に関する留意事項

- 1) 公平な入札の確保
入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。
また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を順守すること。
- 2) 募集要項の承諾
入札参加者は、事業提案書の提出をもって募集要項の記載内容を全て異議なく承諾したものとす。
- 3) 入札提出書類の差替え等の禁止
入札参加者は、提出期限後における入札書及び提出書類の差換え及び再提出をすることができない。
- 4) 入札の中止、延期等
組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- 5) 入札の無効
次のいずれかに該当する場合は無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者が入札したとき
 - (2) 事業提案書が所定の日時までに提出されないもの
 - (3) 入札書に入札価格の記載がないもの、入札価格を訂正したもの、入札者の記名押印がないもの又は記載事項が不明なもの
 - (4) 同一提案者から 2 通以上の入札書を提出したもの
 - (5) 他人の代理を兼ね、または 2 人以上の代理をしたもの
 - (6) 参加資格審査申請書類、入札提出書類等に虚偽の記載をした者のした入札書
 - (7) 入札に関し不正の行為があったと認められたもの
 - (8) その他入札条件に違反したとき

6) 民間事業者の非選定

民間事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合、又は事業計画書及び事業提案書において本事業がPFI法に準じた手続による事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最優秀提案者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

7) 費用の負担

入札に係る費用は全て参加表明者及び入札参加者の負担とする。

8) 入札提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札提出書類の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属する。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

(3) 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、その他組合が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合は、これを無償で使用することができるものとする。なお、提出された入札提出書類は返却しない。

9) 組合が提供する資料の取扱い

入札参加者（入札提出書類提出期限までに辞退した者を含む。）は、組合が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

10) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

11) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本事業に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、入札参加に関する事業提案書、質問、審査等における通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

12) 消費税に関する取扱

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

3 民間事業者の選定

3.1 審査の手順及び方法

組合は、以下の手順を経て審査を行い、落札者を決定する。

1) 入札参加資格審査

組合は、応募者から提出された参加表明書、資格審査書類について、第4章 1 入札参加者の参加資格要件に示した項目をすべて満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たすことが出来ない応募者は失格とする。

2) 提案審査

入札参加者から提出された事業提案書について、以下の手順で審査する。

(1) 基礎審査

組合は、事業提案書に記載された内容が、要求水準書等に規定された要求性能等を全て満たしていることを確認する。確認の結果、要求性能等をすべて満たす提案書のみ本審査の対象とする。

(2) 非価格要素審査

基礎審査を通過した入札参加者を対象に、非価格要素について審査を行う。選定委員会は、落札者決定基準書に基づき、非価格要素を審査し、非価格要素点を決定する。なお、審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、選定委員会によるヒアリングを実施する。詳細は実施要領としてとりまとめ、別途入札参加者の代表企業に通知する。

実施日時：令和4年12月13日（火）（予定）

実施場所：小山広域保健衛生組合内（詳細は別途通知する。）

(3) 価格審査

① 予定価格

組合は、予定価格を次のとおり設定する。

予定価格 36,865,270,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

なお、施設整備費、運営費についてはそれぞれ次の金額を超えないものとする。

施設整備費 20,865,270,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

運営費 16,000,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

② 開札

開札は、入札参加者のみが立会いの上実施する。代理人が立ち会う場合は、開札の立会いに関する委任状（様式第16号）を提出書類と併せて提出する。委任状がない場合は開札に立ち会うことはできない。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札業務に関与しない組合職員を立ち合わせるものとする。

開札日時：令和4年12月13日（火）（予定）

開札場所：小山広域保健衛生組合内（詳細は別途通知する。）

③ 価格審査

① に示す予定価格を超過していない入札参加者の入札価格を、落札者決定基準書に定める価格審査点算定式により点数化し、価格点を算定する。

(4) 総合評価（最優秀提案者の選定）

非価格要素点と価格点から、落札者決定基準書に定める総合評価方式により総合評価点を算定し、選定委員会において、総合評価点の最も高い点数の者を最優秀提案者に選定する。

3) 落札者の決定

組合は、選定委員会における審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して書面で通知するとともに、組合ホームページにおいて公表する。また、事業者選定に係る審査講評を後日公表する。

3.2 契約手続等

1) 基本協定の締結等

組合と落札者は、落札者決定後速やかに基本協定を締結し、特定事業契約の締結に向け、事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行い、仮契約（基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約）を締結する。

なお、契約内容の協議は、契約書案における詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

2) 特別目的会社の設立

民間事業者は、落札者決定後速やかに特別目的会社を設立し、運營業務を行うために必要な許認可の取得を行う。なお、特別目的会社は次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- (1) 運営事業者が設立する特別目的会社の所在地は、構成市町内とすること。
- (2) 落札者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとすること。
- (3) 特別目的会社の設立に当たり、代表企業を含む全ての構成員が出資を行うこと。
- (4) 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い、監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- (5) 運営事業者の株主は、組合の事前の書面による承諾なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (6) 本事業以外の事業を兼業することはできないこと。

3) 契約の締結

組合は、民間事業者と基本契約、建設請負事業者と建設工事請負契約、運営事業者と運營業務委託契約を締結する。

各々の契約は、組合議会において建設工事請負契約の議決が得られるまでは仮契約とし、議決を得た日をもって本契約とする。

4) 次点の取扱

落札者の事由により契約の締結ができなかった場合は、総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うものとする。

3.3 契約保証金

建設請負事業者及び運営事業者の契約保証金又はこれに代わる担保については、各々の契約書（案）の規定によるものとする。

第 5 章 本事業に関する提示条件

1 リスク管理の方針

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき、組合と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・施工に係る業務、運営に係る業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクと責任分担

想定されるリスク及び組合と民間事業者との責任分担の程度や具体的な内容は、特定事業契約において定める。

2 保険

民間事業者は、第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、公益社団法人 全国市有物件災害共済会建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険に加入する予定である。

民間事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は民間事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、民間事業者の付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。また、民間事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、組合が加入する保険にて保険金が補填された場合は、組合が民間事業者に対する損害賠償請求の金額からその分を控除するものとする。

3 電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約は運営事業者が、売電に係る契約は組合が、それぞれ電力会社と締結する。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、東京電力株式会社との契約とし、令和 4 年度の条件が運営・維持管理期間にわたり継続するものとして算出すること。

第 6 章 事業実施に関する事項

1 業務の委託等

民間事業者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。ただし、構成員又は協力企業以外の者へ委託し、又は請け負わせる場合は事前に組合の承諾を得るものとする。詳細は契約書案において定める。

2 構成市町の地元企業等の活用

本事業の実施に当たって、民間事業者は構成市町に本社又は本店がある地元企業を工事や材料の調達等において積極的に活用するとともに、運営の実施における構成市町内での雇用確保など、地域の活性化に貢献すること。

3 組合による本事業の実施状況のモニタリング

組合は、民間事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業のモニタリングを行う（添付資料 3 参照）。

4 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。特定事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

5 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

5.1 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、民間事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- 2) 民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は特定事業契約を解除することができる。
- 3) 1) 及び 2) により組合が特定事業契約を解除した場合、民間事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

5.2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は事業契約を解除することができる。

- 2) 1)により民間事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

5.3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び民間事業者は、特定事業契約を解除することができる。

5.4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

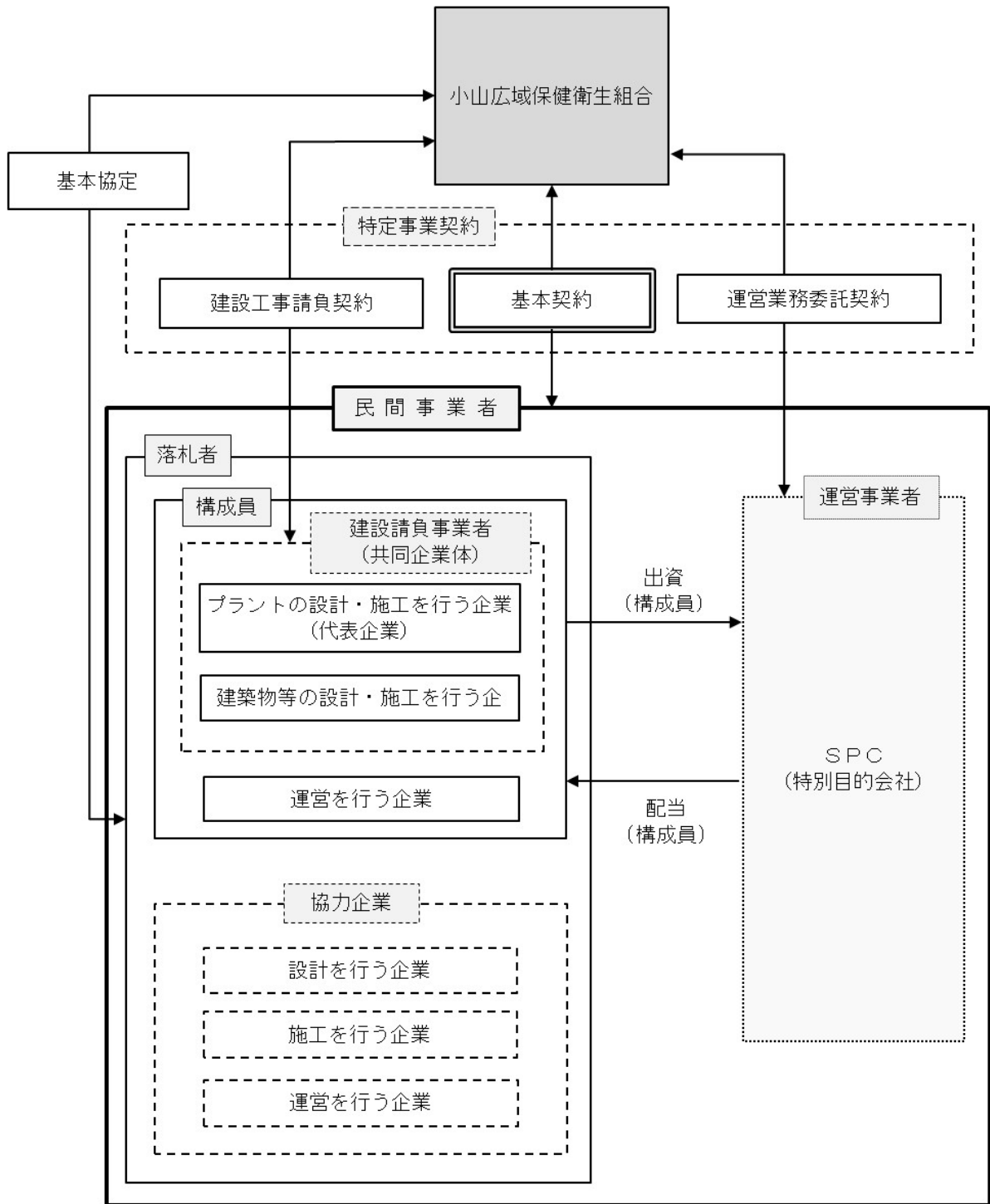
6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置、税制上及び金融上の支援等は想定していない。

7 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と民間事業者が協議により対応策を検討する。

添付資料－１ 事業スキーム図



添付資料－２ 対価の支払方法について

1 本施設の設計・施工に係る業務に対する支払

1.1 施設整備費の構成

建設請負事業者が本事業における基本契約及び建設工事請負契約に規定される本施設の設計・施工業務を提供することの対価として組合が建設請負事業者に支払う施設整備費の詳細を表 1 に示す。

施設整備費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払の限度額を設定することによるものとし、前払金及び部分払については建設工事請負契約に基づき請求できる。

表 1 施設整備費の構成、算定方法

施設整備費	支払の対象となる費用	算定方法
設計費 施工費	・ 設計費 ・ 建設工事費 ・ 関連業務費 ・ 上記に係る付随費用	・ 2023（令和 5）年度から 2026（令和 8）年度までの年度ごとの出来形部分に相応する請負代金を提案する

1.2 施設整備費の支払方法

支払条件の詳細は建設工事請負契約において定める。

1.3 施設整備費の改定

施設整備費については、建設工事請負契約第 28 条に基づいて改定を行う場合がある。その場合の変更額及び手続方法については、建設工事請負契約に基づくものとする。

1.4 提案地元企業発注金額未達の場合の措置

1) 建設請負事業者における地元企業発注金額の算出

建設請負事業者は、事業提案書で提案した地元企業発注金額（事業収支計画様式第 10-9 号で提案された地元企業発注金額）と実績地元企業発注金額を確認し、提案地元企業発注金額に対する達成状況の報告を設計・建設工事期間中の毎年度組合に行う。

2) 組合における提案地元企業発注金額達成状況の確認

組合は、建設請負事業者から提出される提案地元企業発注金額の達成状況の報告を確認する。設計・建設工事期間を通じた総額での地元企業発注金額の実績が提案地元企業発注金額を下回った場合、未達成分を組合へ支払う。

ただし、提案地元企業発注金額の未達が建設請負事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設請負事業者が明らかにし、組合がこれを認めた場合には、この限りではない。

実績地元企業発注金額が提案地元企業発注金額を下回っていたかどうかの判断は、設計・建設工事の最終年度に実施する。

3) 組合への支払金額の算定方法

組合への支払金額 = 提案地元企業発注金額（円）－ 実績地元企業発注金額（円）

2 運営業務に対する支払

2.1 運営費の構成

運営事業者が本事業における基本契約及び運営業務委託契約に規定される運営施設の運営業務を提供することの対価として組合が支払う運営費は、運営固定費と運営変動費の合算として次式により算出されるものとする。民間事業者は、

表 2 に示す運営期間ごとに、表 3 及び表 4 の運営費を提案する。

$$(\text{運営費}) = (\text{運営固定費}) + (\text{運営変動費})$$

運営固定費：処理対象物の処理量にかかわらず支払われる固定的な費用

運営変動費：処理対象物の処理量に応じて支払われる変動的な費用

$$(\text{運営変動費}) = (\text{変動費単価 (円/t)}) \times \text{処理量 (実績値) (t)}$$

変動費単価 (円/t)：処理対象物 1t 当たりの変動的な処理単価

なお、入札価格算定時の各年度の運営変動費は、以下のとおり提案する。

$$(\text{各年度運営変動費}) = (\text{変動費単価 (円/t)}) \times (\text{計画処理量 (令和 9 年度) (t/年)})$$

表 2 運営期間の分割

期	支払対象期間
第 1 期	2025(令和 7)年 4 月 ～ 2027(令和 9)年 3 月
第 2 期	2027(令和 9)年 4 月 ～ 2032(令和 14)年 3 月
第 3 期	2032(令和 14)年 4 月 ～ 2037(令和 19)年 3 月
第 4 期	2037(令和 19)年 4 月 ～ 2042(令和 24)年 3 月
第 5 期	2042(令和 24)年 4 月 ～ 2047(令和 29)年 3 月

表 3 運営費の構成 (第 1 期)

区分	種類	概要	項目
運営固定費	運転経費	プラント運営費	上下水道費、燃料費、電力費
	維持管理費	設備点検費	定期点検費、法定点検費
	人件費	給与ほか	従業員給与・福利厚生費
	その他経費	事務経費	リース費、事務所経費、分析費、工事監理費、特別目的会社 (SPC) 監査費用ほか
	補修費用	修繕工事費	補修工事、保全工事ほか

表 4 運営費の構成（第 2 期～第 5 期）

区分	種類		概要	項目
運営 固定費	固定費用	運転経費	プラント運営費	上下水道費、燃料費、電力費（基本料金）
		維持管理費	設備点検費	定期点検費、法定点検費
		人件費	給与ほか	従業員給与・福利厚生費
		その他経費	事務経費	リース費、事務所経費、分析費、工事監理費、特別目的会社（SPC）監査費用ほか
	補修費用	修繕工事費	補修工事、保全工事ほか	
運営 変動費	運転経費	プラント運営費	用役費、電力費（従量料金）	
	その他経費			

2.2 運営費の支払方法

- 1) 運営事業者は、運営事業者が計量を行った第 2 期焼却施設への処理対象物の量に基づき、毎月末締めで運営費の運営固定費及び運営変動費（月額）を算定し、組合へ通知する。なお、組合は、運営固定費の減額がある場合には、その旨を運営事業者へ通知する。
- 2) 前項の通知に対して運営事業者に異論がないときには、運営事業者は、運営費の請求書及び月次の報告書を組合に提出する。
- 3) 組合は、請求書を受領後 30 日以内に、当該金額の運営費を民間事業者の銀行口座に入金する。
- 4) 運営費の運営固定費は、支払対象期間が 1 ヶ月に満たない場合は、日割計算にて支払う。
- 5) 災害廃棄物処理に係る費用については、別途協議とする。

2.3 運営費の支払額

運営費の支払回数は、2025（令和 7）年度から 2046（令和 28）年度までの 12 回/年×22 年の 264 回とする。各期の運営費の支払額は、以下のとおりとする。

- 1) 第 1 期
 - (1) 運営固定費： 各月の支払額は、第 1 期の運営固定費の合計額の 24 分の 1 とする。
 - (2) 運営変動費： 0 円とする。
- 2) 第 2 期～第 5 期
 - (1) 運営固定費
 - ① 固定費用： 第 2 期から第 5 期にわたって平準化し、各月の支払額は、第 2 期から第 5 期までの合計額の 240 分の 1 とする。
 - ② 補修費用： 第 2 期から第 5 期まで各期で平準化し、各月の支払額は、各期の合計額の 60 分の 1 とする。なお、組合と運営事業者が協議のうえ、長期補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、補修費用の事業

期間中の総額は変更しない。

- (2) 運営変動費： 各月の支払額は、〔各月の処理量（実績値）×変動費単価（円/t）〕とする。

2.4 運営費の改定

1) 改定の基本的な考え方

組合は、ごみ量変動、物価変動の影響を、次の方法により運営費に反映させるものとする。運営費の改定に係る考え方を表 5 に示す。

(1) ごみ量変動

処理量（実績値）と民間事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

(2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費について、構成内容に応じてそれぞれ改定に使用する指標を設定し、各指標を使用する算定式により反映させるものとする。

表 5 運営費の改定

運営費	改定の有無（●：改定する、－：改定しない）	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	－	●
運営変動費	●	●

2) 物価変動に伴う改定

(1) 物価変動指標

運営費のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を表 6 に示す。なお、当該指標については、落札者決定後、落札者の提案に合理性及び妥当性があると組合が認める場合は、協議の上、見直すことができる。

表 6 物価変動に基づく改定に使用する指標

支払の対象となる費用	指標
人件費	毎月勤労統計調査/賃金指数(厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課) 「調査産業計（事業所規模 30 人以上）/所定内給与」
電気代	消費者物価指数（総務省統計局） 「中分類指数（宇都宮市 電気代）」
灯油代	石油製品価格調査（経済産業用資源エネルギー庁） 「灯油（栃木県 卸価格）」
上記以外	消費者物価指数（総務省統計局） 「消費者物価指数（宇都宮市 総合）」

(2) 改定の条件及び方法

物価変動に伴う運営固定費及び運営変動費について、次式に従い年1回改定を行う。

改定は、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±3.0%（改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に行うものとする。なお、運営事業者は、運営固定費及び運営変動費の指標について、物価変動の有無にかかわらず、組合へ毎年書面にて報告を行う。

毎年9月1日時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営費を確定させる。改定された運営費は、翌年度4月の支払から反映させる。

$$Y = X \times \alpha$$

Y：改定後（翌年度）の運営費（運営固定費、運営変動費単価）（税抜）

X：前回改定時の運営費（運営固定費、運営変動費単価）（税抜）

α ：改定率、 $\alpha = \frac{\text{改定時の最新の指標（直近12か月の平均値）}}{\text{前回改定時の指標（直近12か月の平均値）}}$

※令和7年度運営費の改定及び第1回目の改定が行われるまでは、運營業務委託契約に定めた額を「前回改定時の運営費」とし、「前回改定時の指標（直近12か月分の平均値）」は「契約締結日を含む月の1日時点で公表されている最新の指標（直近12か月分の平均値）」とする。

3) 消費税及び地方消費税の変動による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税の税率が変動した場合、組合の運営事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合がその税率にあわせて負担する。

4) その他例外的な見直し

運営固定費、運営変動費を構成する費目のうち、2.4 1) ～3) による見直し方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と運営事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

添付資料－3 モニタリング及び支払の減額について

組合は、運営施設の運営業務について募集要項及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「運営マニュアル等」という。）に基づいて適正かつ確実な運営業務の水準の確保がなされているかどうかを確認するため、運営事業者により提供される運営業務の水準を監視、測定及び評価する。モニタリングにより運営マニュアル等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

1 モニタリング方法

モニタリングは、組合と運営事業者との対話を通じて、運営施設が安定して処理を継続できるよう運営業務の水準を一定以上に保つことを目的に実施する。

1.1 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、運営マニュアル等に基づき日報、月報、年報、その他の報告書（以下「業務報告書」という。）をそれぞれ期日までに作成し組合に提出する。業務報告書等の提出頻度、時期及び詳細項目については、組合と運営事業者による協議の上、決定する。

1.2 組合によるモニタリング

組合は、自己の責任及び費用で運営事業者が作成した業務報告書等に基づき定期モニタリングを行い、運営事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、組合は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

2 運営費の減額

運営事業者の行う業務において、運営マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行があった場合、運営費を減額する。ただし、組合は、減額により運営業務そのものが損なわれることが懸念される場合は、本項に規定する減額措置を留保し、又は行使しないことができるものとする。

2.1 運営マニュアル等未達の措置

1) 運営マニュアル等未達の状態

組合によるモニタリングの結果、運営事業者の提供する運営業務が運営マニュアル等を満たさないと組合が判断した場合、本添付資料－3 2.1 2)で示す手順、算定方法により運営費を減額する。ただし、余剰電力量、焼却残渣発生量、地元企業発注金額に係る措置はそれぞれ 2.2、2.3、2.4 で定めるものとし、運営マニュアル等未達の措置には含めないものとする。

運営マニュアル等未達の状態は表 7 のとおりとする。運営マニュアル等未達となる基準については、基本協定締結後に詳細化する。

表 7 運営マニュアル等未達の状態

レベル	状態
レベルA 運営施設の運営に 当たって利便性を 欠く場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の運営、維持管理により、施設の一部に支障が生じた場合 ・ 処理対象物の受入に支障が生じた場合 ・ 見学者対応設備、情報公開設備に不備がある場合 ・ 清掃、除草等が履行されていない状態 ・ 要監視基準未達の場合 ・ 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために施設の運営に当たって利便性を欠く場合
レベルB 運営施設の運営に 当たって重大な影 響がある場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の運転に重大な故障、事故等がある場合 ・ 安全措置の不備による軽微な労働災害、人身事故等の発生 ・ 災害時の対策不良 ・ 業務の未実施 ・ 運営報告書の虚偽記載 ・ 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために施設の運営に当たって重大な影響がある場合
レベルC 運営施設の運営に 明らかな支障があ る場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全措置の不備による重大な労働災害、人身事故等の発生 ・ 処理対象物の受入ができない場合 ・ 公害防止基準未達による施設の停止 ・ 停止基準値を上回る場合 ・ 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために施設の運営に明らかな支障がある場合

2) 減額措置の手順

(1) 業務改善手続

業務水準が運営マニュアル等未達に至ったと判断した場合、組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努める。(図 1 参照)

- ① 組合による減額措置が必要となる状態の確定(表 7)及び運営事業者に対する是正勧告
- ② 運営事業者による原因と責任の究明
- ③ 運営事業者による業務改善計画書の作成・提出、組合による承諾(改善期日を含む)(是正勧告から業務改善計画書の提出は速やかに行うものとするが、速やかな提出が困難な場合は運営事業者からの申し出により、組合及び運営事業者で協議する)
- ④ 運営事業者による業務改善作業への着手
- ⑤ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾

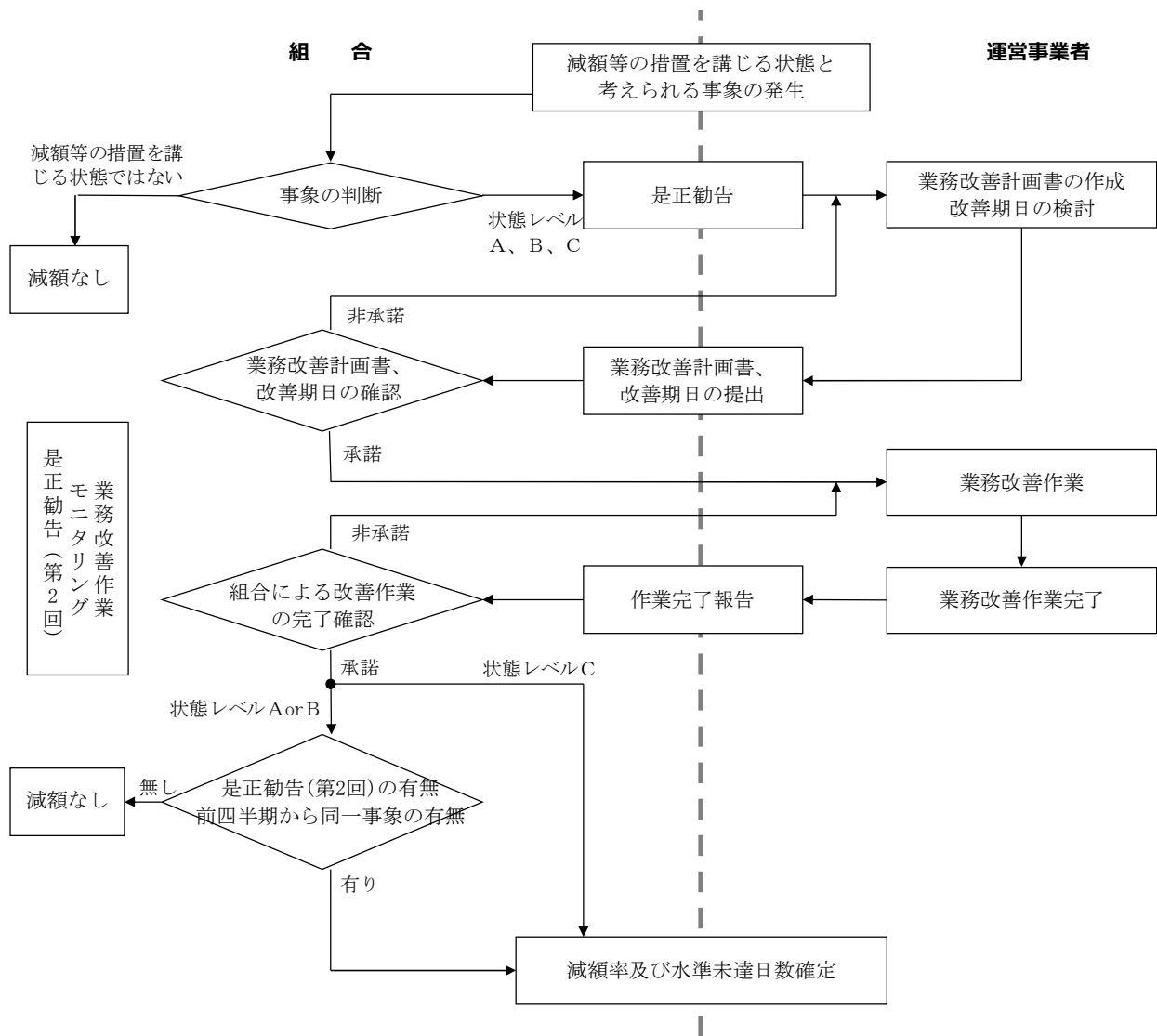


図 1 業務改善手続

なお、業務水準が運営マニュアル等未達に至ったと判断した理由が、測定機器の誤動作等の軽微でその原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続にすることが可能である。

- ① 運営事業者から組合への事象の報告
- ② 運営事業者による原因と責任の究明
- ③ 運営事業者による業務改善作業への着手
- ④ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾

やむを得ない事由により、運営マニュアル等未達となる場合、運営事業者は速やかに、かつ詳細にこれを組合に報告し、組合と改善方法について協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると組合が判断した場合、組合は対象となる業務の停止又は変更等を認め、是正勧告を取り下げる。

(2) 減額の算定方法

減 額

$$= (1 \text{ 日当たりの運営費：円／日}) \times (\text{減額率：}\%) \times (\text{水準未達日数：日})$$

※「1日当たりの運営費：円／日」とは、当該年度の運営費（運営固定費＋運営変動費（物価変動改定済、年間計画処理量））を当該年度の日数で除した費用とする。

「水準未達日数」とは、組合が運営事業者には是正勧告を通告した日から業務改善作業に要した（組合の改善作業完了の承諾まで）日数を表す。

ただし、運営マニュアル等未達の状態がレベルA又はレベルBで、業務改善期日までに業務改善作業が完了した場合には、水準未達日数は0日とする。

(3) 減額率

減額措置が必要となる状態に応じた減額率は表8のとおりとする。

あらかじめ定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、組合は再度是正勧告（第2回）を行い、業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続を繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合は、減額率を2倍として加算する。

同一四半期内、又は前3か月以内において、同一事象により運営マニュアル等未達の状態が生じた場合には、減額率を3倍とするとともに、是正勧告は是正勧告（第2回）から始まるものとする。

表 8 減額率

水準未達の状況	減額率
レベルA	水準未達と認定された場合に5%
レベルB	水準未達と認定された場合に10%
レベルC	水準未達と認定された場合に25%

(4) 減額の方法

運営費の減額は、当該月の運営費の支払で行う。

運営マニュアル等未達の状態が月をまたぐ場合は以下のとおりとする。

① レベルA又はレベルB

是正勧告（第2回）が通告されるまでは減額措置は行わない。是正勧告（第2回）が通告された場合、是正勧告から是正勧告（第2回）までの日数を是正勧告（第2回）が通告された月の水準未達日数（ただし、日数の二重計上は行わない）に加えて減額を算定する。続く月は1日から組合の改善作業完了の承諾日までの当該月の日数とする。

② レベルC

最初の月は是正勧告からの日数、続く月は1日から組合の改善作業完了の承諾日までの日数とする。

運営マニュアル等未達の状態が長期にわたる場合の措置は協議によるものとし、協議が調わない場合は組合が決定する。

2.2 提案余剰電力量未達の場合の措置

運営期間中における当該年度の余剰電力量（以下「実績余剰電力量」という。）が、民間事業者が提案した余剰電力量（技術提案書様式第9-18号で提案された余剰電力量。以下、「提案余剰電力量」という。）に達しない場合は、以下に示す運営費の減額措置を行う。

なお、余剰電力量は以下のとおり定義する。

（余剰電力量：kWh/年）

$$=（発電電力量：kWh/年）+（購入電力量：kWh/年）-（使用電力量：kWh/年）$$

1) 減額の措置

- (1) 組合は、運営事業者から提出される年報等により、稼働状況の実績（実績余剰電力量、実績ごみ処理量、実績ごみ質）の確認を行う。
- (2) 実績余剰電力量が提案余剰電力量（技術提案書様式第9-18号で提案された余剰電力量）の90%を下回っていることが確認された場合、提案余剰電力量の未達成分（実績余剰電力量の提案余剰電力量からの不足分＝提案余剰電力量－実績余剰電力量）に、当該年度における売電単価（当該年度に組合が電気事業者に対して行った売電の平均単価）を乗じた金額を運営費から減額する。
- (3) 提案余剰電力量と実績余剰電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件（実績ごみ処理量、実績ごみ質）を技術提案書様式第9-18号に当てはめて年間余剰電力量を算出して比較する。

なお、技術提案書様式第9-18号に記載の無い実稼働条件の場合は、実稼働条件を様式内の実稼働条件に隣接する数値範囲内において、実績ごみ処理量、実績ごみ質でそれぞれ直線補間した値を提案余剰電力量とする。

- (4) 減額金額は、提案余剰電力量の未達成が発生した事業年度の3月支払分の運営費から減額する。

ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと組合が認めた場合は、この限りではない。

2) 減額の算定方法

減額金額

$$=（（提案余剰電力量：kWh/年）-（実績余剰電力量：kWh/年））×（売電単価：円/kWh）$$

2.3 焼却残渣発生量超過の場合の措置

運営期間中における当該年度の焼却主灰若しくは飛灰処理物の発生量（以下「実績焼却残渣発生量」という。）が、民間事業者が提案した焼却残渣発生量（非価格要素提案書様式第 11-8 号で提案された焼却残渣発生量。以下、「提案焼却残渣発生量」という。）を超過した場合は、以下に示すとおり運営費の減額措置を行う。

1) 提案焼却残渣発生量の算定

民間事業者は、非価格要素提案書様式第 11-8 号において、要求水準書第 1 章第 4 節に示す年間計画処理量及び計画ごみ質から、焼却提案残渣発生量を算定する。

実績ごみ処理量の変動した場合は、提案焼却残渣発生量に変動率を乗じたものを当該年度の提案焼却残渣発生量に読み替える。変動率は下記のとおり定義する。

$$(\text{変動率}) = (\text{実績ごみ処理量}) \div (\text{年間計画処理量})$$

実績ごみ質が変動した場合は、年 12 回以上行う測定結果の平均値（2 項目まで）を用いて、実績ごみ質変動に係る発生量が一元的に求まる算定式により提案焼却残渣発生量を求める。算定式は民間事業者の提案によるが、要求水準書第 3 章第 7 節に定める運営事業者が行う測定項目（計量証明書があるもの）以外のデータを使用することはできない。

算定式の改定は、原則として行わないものとする。ただし、処理対象物のごみ質が計画ごみ質から大幅に逸脱したことを原因として、提案した算定式が実情に沿わなくなったことを運営事業者が合理的かつ客観的に証明でき、組合がこれを認める場合は、組合及び運営事業者が協議の上、算定式を見直すことができる。

2) 減額の措置

- (1) 組合は、運営事業者から提出される年報等により、焼却残渣の発生状況の実績（実績焼却残渣発生量、実績ごみ処理量、実績ごみ質）の確認を行う。
- (2) 当該年度内における実績焼却残渣発生量が提案焼却残渣発生量（非価格要素提案書様式第 11-8 号で提案された焼却残渣発生量）を上回っていることが確認された場合、実績焼却残渣発生量の超過分（＝実績焼却残渣発生量－提案焼却残渣発生量）に、当該年度における焼却残渣の処理単価を乗じた金額を運営費から減額する。
- (3) 減額金額は、提案焼却残渣発生量の超過が発生した事業年度の 3 月支払分の運営費から減額する。ただし、当該超過の発生が運営事業者の責によらないと組合が認めた場合は、この限りではない。

3) 減額の算定方法

減額金額^{※1}

$$= ((\text{実績焼却残渣発生量} : t/\text{年}) - (\text{提案焼却残渣発生量} : t/\text{年}))$$

× 当該年度における処理単価^{※2}

※1 減額金額は、第 2 期焼却施設から発生する残渣の品目（焼却主灰、飛灰等）ごとに算定する。

※2 処理単価：残渣（焼却主灰、飛灰等）の各処理方法に応じた当該年度の 1t あたりの処理費用（運搬費用を含む）。

2.4 提案地元企業発注金額未達の場合の措置

運営期間中における当該年度の地元企業（構成市町内に本社又は本店がある企業）への発注金額（以下「実績地元企業発注金額」という。）が、民間事業者が提案した地元企業発注金額（事業収支計画様式第 10-9 号で提案された地元企業発注金額。以下、「提案地元企業発注金額」という。）に達しない場合は、以下に示すとおり運営費の減額措置を行う。

1) 減額の措置

- (1) 組合は、運営事業者から提出される地元企業発注内容及び金額等を示した年報等により、発注状況の実績（地元企業への発注内容、実績発注金額）の確認を行う。
- (2) 当該年度内における実績地元企業発注金額が提案地元企業発注金額（事業収支計画様式第 10-9 号で提案された地元企業発注金額）よりも下回っていることが確認された場合、当該年度の未達成分（実績地元企業発注金額の提案地元企業発注金額からの不足分＝提案地元企業発注金額－実績地元企業発注金額）を運営費から減額する。
- (3) 減額金額は、提案地元企業発注金額の未達成が発生した事業年度の 3 月支払分の運営費から減額する。
ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと組合が認めた場合は、この限りではない。

2) 減額の算定方法

減額金額

$$= (\text{提案地元企業提案発注金額：円/年}) - (\text{実績地元企業発注金額：円/年})$$